

## 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針

### 1 歴史的風致に関するまちづくりの経緯

本市の歴史的風致に関するまちづくりは、昭和44年（1969）の『町建設総合計画の構想』及び昭和46年（1971）の市政施行が大きな転換となったと考えられる。

『町建設総合計画の構想』では、「本町の誇る多くの文化遺産は我が国の歴史を知る重要な存在」とし、都市的要素のひとつとして“由緒ある史跡の町”としてのイメージを更に深めることができた。多賀城の特色であるとしている。

また、市政施行記念で大場源七市長（当時）が述べた『多賀城市誕生の宣言』では、これまでの産業化の推進を顧みて、「豊かな文化都市を建築する」ことが最大の目標であるとし、その基本的構想に「由緒ある文化財、史跡の町、多賀城市の拠り所である特別史跡は言うまでもなく市のシンボルであり、（中略）奈良朝文化の跡が現代において学術的に究明された。更に後世に伝承されていくことは市民の誇るべきもの」であるとしている。

これ以降、「史跡の町」、「史都」を標榜し、本市の歴史を代表する特別史跡の保全に積極的に取り組んできた。

しかしながら、市民の特別史跡などに対する関心度や誇りを感じている人の割合は少なく、観光客への誘導案内、観光ルートなども分かりにくい状況であったことから、平成23年（2011）に『多賀城市歴史的風致維持向上計画』（第1期）及び『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』を策定した。

これらの計画に基づき、本市の象徴ともいすべき多賀城南門復元事業のほか、政庁—南門間道路（政庁南大路）整備事業、特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業、興井・末の松山での歌枕環境整備事業などを進めることとなった。この結果、文化財等を誇りを感じている人の市民割合が上昇し、関心度が高まってきている。

一方、これらの事業は進捗しているものの第1期計画期間内では未了であること、周辺の街並みのあり方や事業完了後の保護顕彰のあり方などがまだ課題となっていることも窺え、引き続き第2期計画での取組みを実施する必要がある。

### 2 多賀城市的歴史的風致を取り巻く課題

#### （1）特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用に関する課題

多賀城跡は、大正11年（1922）に史跡指定、昭和41年（1966）に特別史跡に指定され、早くから保存管理や環境整備が進められてきたが、長年の歳月を経て、風雨により整備箇所の傷みが生じている。

第1期計画の策定以降は、多賀城南門復元事業の着手を契機に、多賀城南門周辺における関連施設の整備も実施され、古代多賀城の歴史を今に伝える歴史的景観の創出に努めてきた。

しかし、これらの整備が未了ということもあり、興味や関心及び歴史や文化に対する誇りを感じている人の割合が高いとは言えない状況である。

また、これまで平面表示の整備のみであったことから、解説板があっても案内板などがなく、観光・散策ルートが分かりにくいためか、来訪者も少ない※。

一方、江戸時代初めの多賀城碑発見以来、多賀城跡の広大な範囲を地元住民らが風光明媚な状態に保つべく、史跡の保護顕彰活動を代々続けてきたところである。

また、史跡を確実に保存するために特別史跡の公有化を実施してきているが、公有地の維持管理経費が増加し、市の負担も大きくなっている。

以上を踏まえ、農業後継者などの地元住民により長い間続けられてきた史跡の維持管理・環境保全などの保護顕彰活動は、時代の経過とともに高齢化や農業離れなどにより継続性が危ぶまれていることから、今後は、担い手の育成や、維持管理の在り方について検討していくことが課題となっている。

※宮城県観光統計概要（令和元年）

## (2) 歴史的建造物の保存と活用に関する課題

本市には、特別史跡のみならず、歴史的建造物が数多く分布している。そのうち歴史的風致を形成している建造物については、第1期計画に基づき、興井・末の松山周辺の歌枕環境整備事業による名勝周辺の修景整備や南宮地区に代表される板倉等調査・保存・活用事業による板倉等の悉皆調査とその報告書作成及び補助制度創設、歴史文化資源の解説板整備、携帯端末を活用した文化財の情報発信等の実施によって、歴史的風致としての価値を再認識することができた。

また、東日本大震災で甚大な被害を受けた貞山運河については、宮城県を中心に文化財調査が実施され、歴史的な要素を残した復旧工事が行われた。

この結果、第1期計画に基づき、施設整備や修理等により、建造物そのものの保全等が進み、歴史的風致の維持に寄与した。

その一方で、整備が未了であることや、整備した建造物等の観光や伝統文化等の利活用までは至っていないことから、来訪者もいまだ少ない状況である。

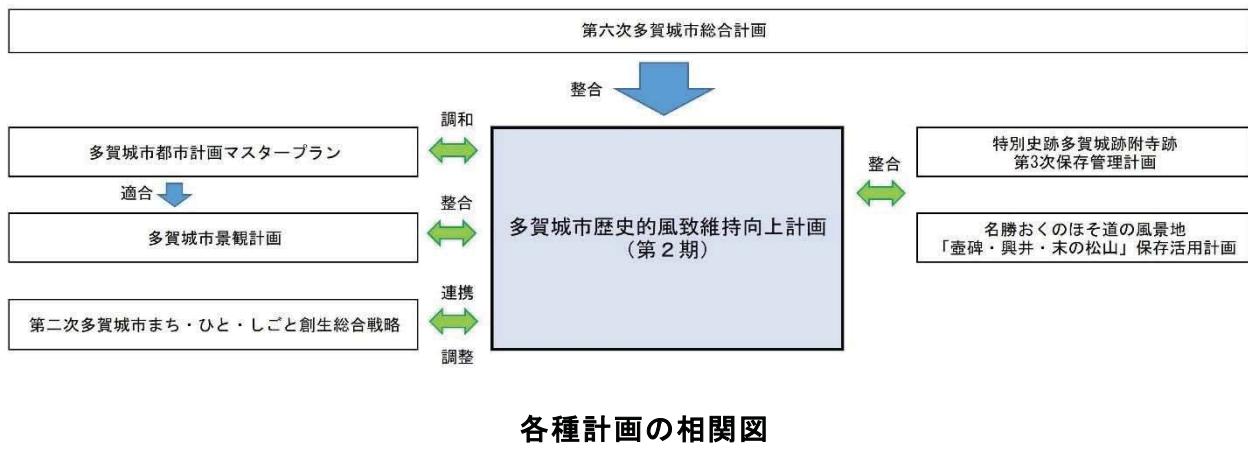
## (3) 歴史的な景観の保全に関する課題

奈良・平安時代に国府が置かれた特別史跡多賀城跡では、整備された史跡と江戸時代以来の農村が調和した風景が残っている。

多賀城南門から多賀城政府跡の間にある電柱及び電線が史跡の風景を阻害しているため、第1期計画において無電柱化事業を進めることとしていたが、公有化の進展により無電柱化事業を実施することなく景観を阻害している電柱が撤去される見込みとなり、歴史的景観の保全を図ることが可能となった。

塩竈街道周辺の修景事業に関しては、地元住民とともに歴史的な景観を守っていくためのルールづくりを検討したものの、策定までには至らなかったため、当初想定したような形での街並み形成は進んでいない。一方で、このルールづくりはなかったものの、街道沿線の住民自らが修景に取り組んでいる状況も見られ、歴史的な景観形成に向けた機運は高まっている。しかし、街道に合う修景には多額の費用を要し、経済的負担が支障となっている。

### 3 多賀城市における関連計画の方針



#### (1) 多賀城市第6次総合計画（令和3～令和12年度）

令和3年度からスタートした第6次総合計画の将来像では『日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城』を掲げている。

少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中にあっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、誰もが地域で、お互いに支えあい、学びあい、力を合わせて成長しあい、誰もが主役となって未来に向かってまちづくりを進めていく『まち』となることを目指すこととし、7つの政策とそれに連なる29の施策により目標の実現を行うこととしている。

政策4「都市と自然の環境調和 快適で潤いのあるまちづくり（生活環境）」のうち、施策「良好なまちなみの保全」では「景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づき、美しい都市景観と住環境を守るための取組を推進していくことが求められる」としている。

また、政策3「夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり（教育文化）」では、「文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を感じることができるまちを目指す」としている。

**施策 良好なまちなみの保全**

04-03

政策の目標達成度(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

住環境と景観を守る取組が行われることで、徐ある良好なまちなみが形成されています。

政策の指標(政策の目標達成度にどの程度近づいているかを測る指標)

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 良好なまちなみの保全に満足している市民割合	市民	87.5%	(R2)	↗	市民の良好なまちなみに対する満足を見る指標です。

評議を我ら巻く決定

吉澤県沖地震による被災を受け、昭和56年に建築基準法が改正されました。地盤による家屋震災の危険性があるため、住家の耐震診断や改修に対する補助金を経済的に実施しており、今後の耐震化が進んでいます。

公園に設置された茅葺の老朽化に対して、安全に安心して利用するため、茅葺の再生命化計画に基づき、適切に定期的維持管理を実施していく必要があります。

景観計画による歴史的風致指向計画に基づき、美しい都市景観と住環境を守るために取組を推進していくことが求められています。

市の行政区画の全部が都市計画区域となっており、美しく残る景観の基盤となっています。

基本事業(施策を実現するための手段)の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得
④-1 ③ ② ① ◎ 住環境づくりの推進	住まいへの愛着や景観感覚が生まれることで、住みやすさや景観を高め、地域活性化を図ることで、まちなみを形成することを目指します。	住まいへの愛着や景観感覚が生まれることで、住みやすさや景観を高め、地域活性化を図ることで、まちなみを形成することを目指します。	成長	86.6%	95.0%	業務
◎ 緑葉は老二葉の導入率(%)	緑葉は老二葉の導入率(%)	成長	—	5年間で50件	業務	
④-1 ③ ② ◎ 公園の保全と整備	公園が適切に保全・整備される上で、安心して公園を利用できることをめざしています。	公園の保全と整備	成長	80.6%	(R2)	市ア
④-1 ③ ② ◎ 都市景観と都市施設の係全	老朽化が進む新市街地を、新たな魅力ある新市街地へと変えて、また、新市街地と併せて小さな山形町を健二つめることができます。	都市景観と都市施設の係全	成長	83.2%	(R2)	市ア
②	まちなみの美化化に満足している市民割合	まちなみの美化化に満足している市民割合	成長	82.2%	(R2)	市ア

リニューアル後の多賀駅北口

景観美化(花のまちづくり事業)

多賀城市都市計画マップ  
多賀城市環境マップ  
多賀城市景観マップ  
多賀城市行政マップ

多賀城市景観改修促進計画  
多賀城市景観改修促進計画  
多賀城市景観改修促進計画  
多賀城市景観改修促進計画

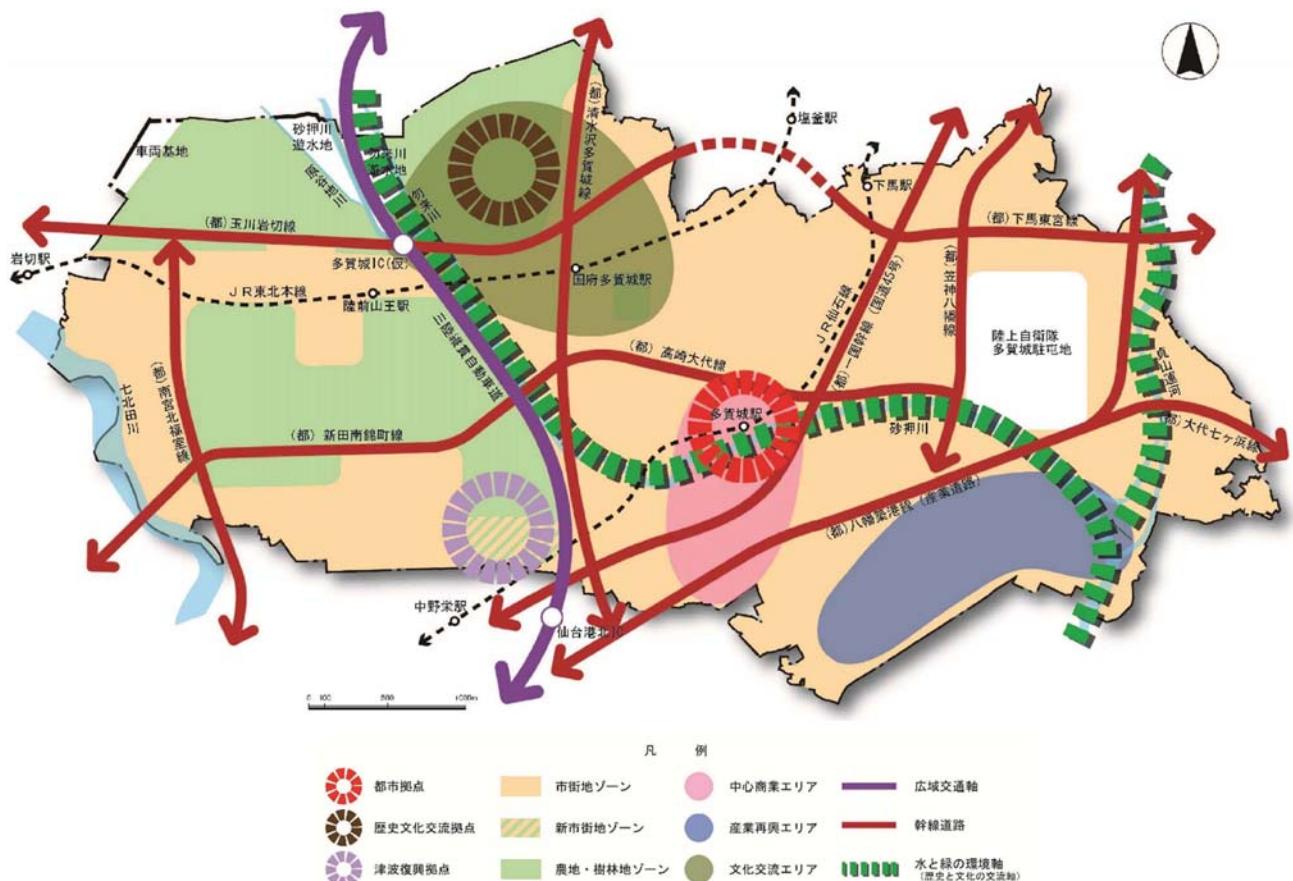
#### 施策別計画（「良好なまちなみの保全」）

## (2) 多賀城市都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月策定）

多賀城市都市計画マスタープランにおいては、「安全、便利、活力、美しさのある都市づくり～この街に住む誇りと喜びを創る～」を都市づくりの理念に掲げ、災害に強い都市構造を構築し、その上で、生活、経済、環境のバランスの取れた都市づくりを推進し、質の高い都市生活と活発な都市活動が営まれる都市の形成を目指すこととしている。

さらに、歴史、文化、自然など本市固有の資源の保全と、これらの魅力を高め、本市ならではの美しさを市内外に発信することとしている。

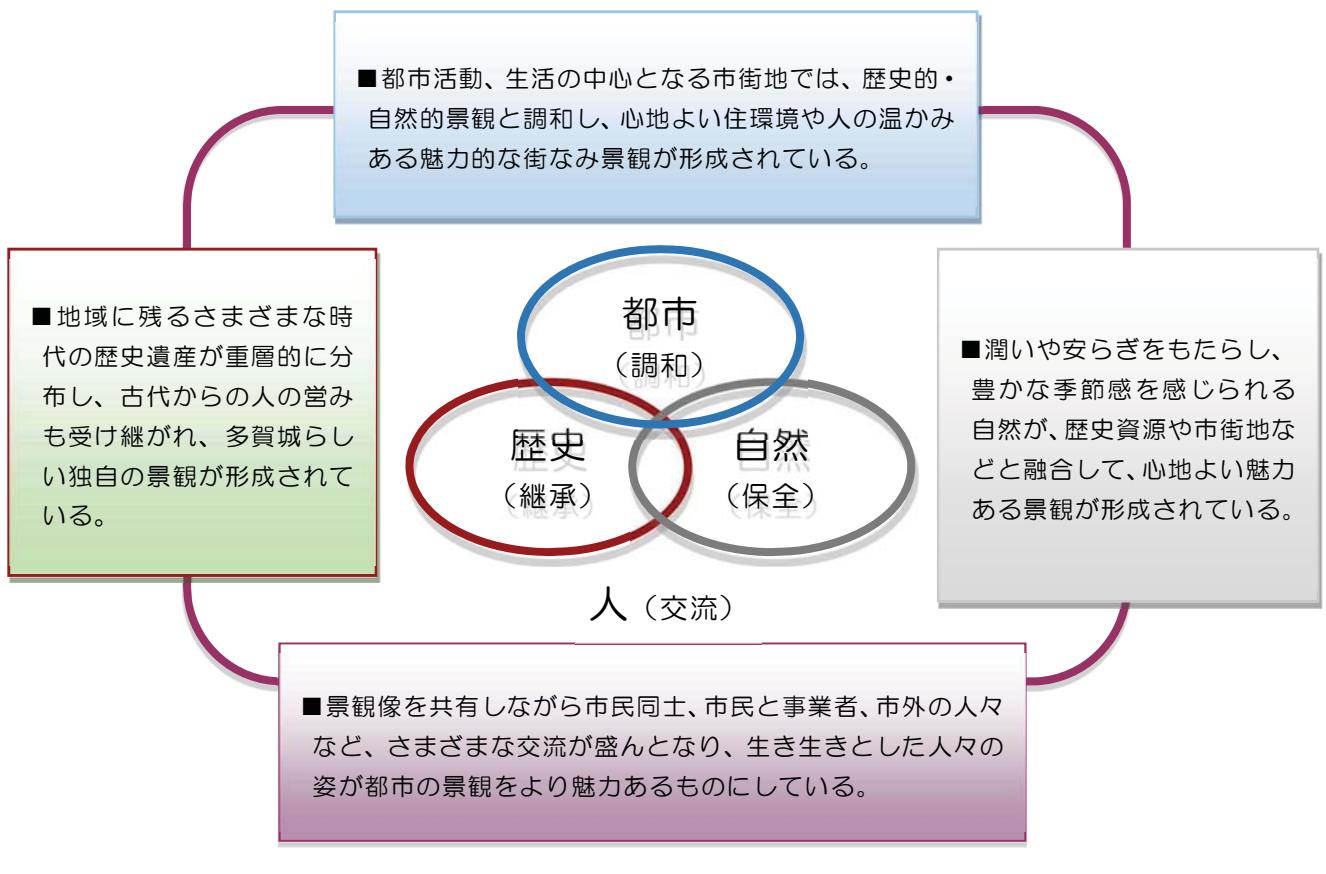
将来都市構造では、特別史跡多賀城跡周辺を歴史文化交流拠点として位置づけ、文化財の保全や歴史的遺構の復元、文化財と一体となった周辺の自然環境の保全と活用を図ることで、市民の心の拠り所（精神的な市心）として、悠久の歴史と文化が発信され、やすらぎと憩いが提供される拠点の形成を図るとしている。



### (3) 多賀城市景観計画（平成 27 年 4 月策定）

景観計画では、「国府の歴史、歌人の文化、偉人の足跡を継承し、ふるさとをはぐくむ史都多賀城」を景観形成の基本理念に掲げ、市民誰もが「多賀城らしさ」として共有する歴史や自然の豊かさを後世に引き継ぎ、豊かな景観を守り、育てることを大切にし、多賀城らしい美しい景観づくりに取り組むこととしている。

将来の景観像として、「歴史的景観」、「自然的景観」及び「都市的景観」の3つをテーマに掲げており、このうち、「歴史的景観」の基本目標では、本市の歴史を代表する特別史跡多賀城跡附寺跡の景観をはじめ、様々な歴史資源と調和した品格ある景観を守り、悠久の歴史とともに次の世代へと受け継いでいくことを目指している。



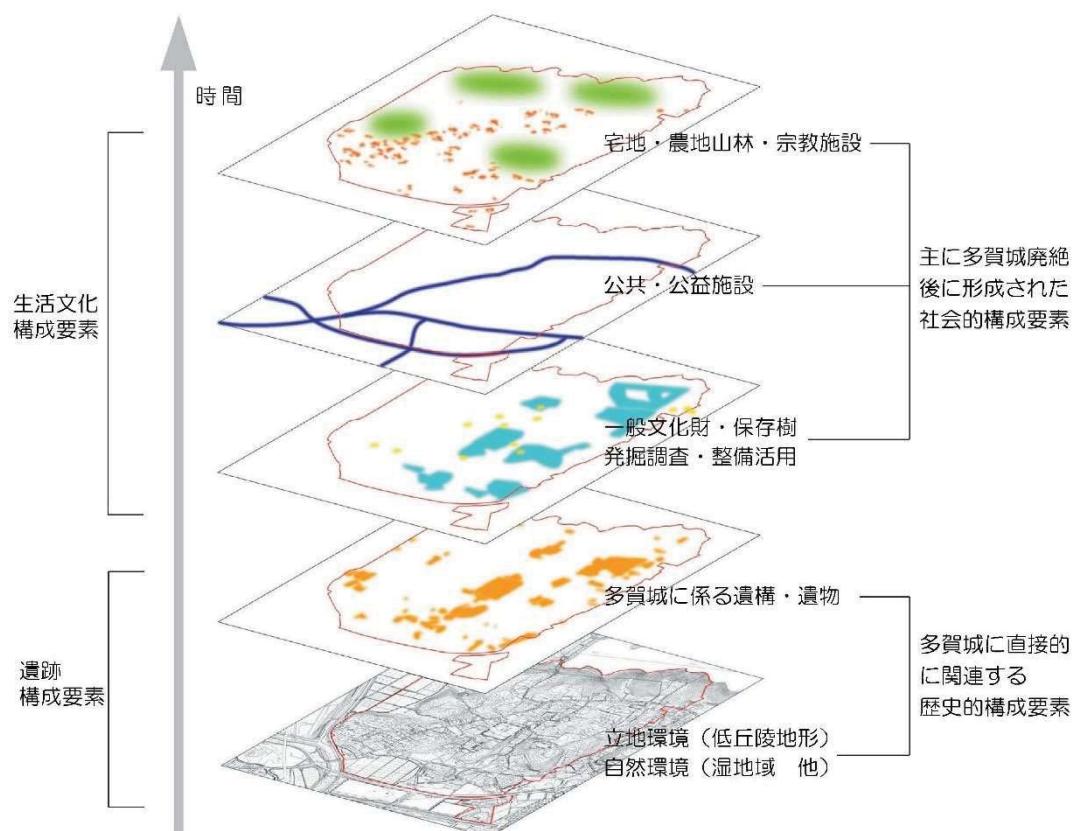
### 景観特性と将来景観像

#### (4) 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画（平成23年度～令和4年度）

特別史跡多賀城跡附寺跡は、指定面積が約 107ha にも及び、早くから歴史的価値が認められていた。地域住民の保護意識の高さも奏功し、大正14年（1925）には史跡に指定されたことから、仙台都市圏の開発圧力から守られ、史跡と近世以来の塩竈街道や集落、加瀬沼周辺の自然が共存する風景が広がっている。保存管理計画は、多賀城跡を適切に保存・管理するための施策を明らかにする目的で昭和51年に策定され、現在、第3次保存管理計画を実施している。史跡を保存するとともに政庁地区を中心に復元・整備を進めることにより、史跡のもつ歴史的景観の維持を図ることに加え、第3次保存管理計画では第2次保存管理計画を見直し、保存管理の対象を特別史跡としての指定要素である「遺跡」とその後に培われてきた「生活文化」という二つの構成要素に分けて把握し、史跡と地域住民の共存、地域住民と行政との共営により、地域に密着した特別史跡の保護・継承を図ることとしている。

なお、本計画については、これまでの「保存管理計画」から「保存活用計画」に改め、令和4年度に新たに策定する予定である。

また、平成 28 年（2016）に宮城県教育委員会が策定した、多賀城跡全体の中・長期的な整備基本計画である『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』があるため、本計画との連携を図ることとする。



**特別史跡構成要素 概念模式図**

## (5) 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画（平成 28 年 4 月策定）

本計画は、松尾芭蕉が『おくのほそ道』に感動を記し、古くから保護顕彰されてきた由緒ある歌枕の景観を適切に保存し、良好な状態で未来へと継承するとともに、その文学的・歴史的・文化的魅力を地域資源として広く活用することができるよう運営するための方針を示すことを目的としている。

これらを達成するため、以下に 3 つの基本方針を示す。

### ① 保存に関する基本方針

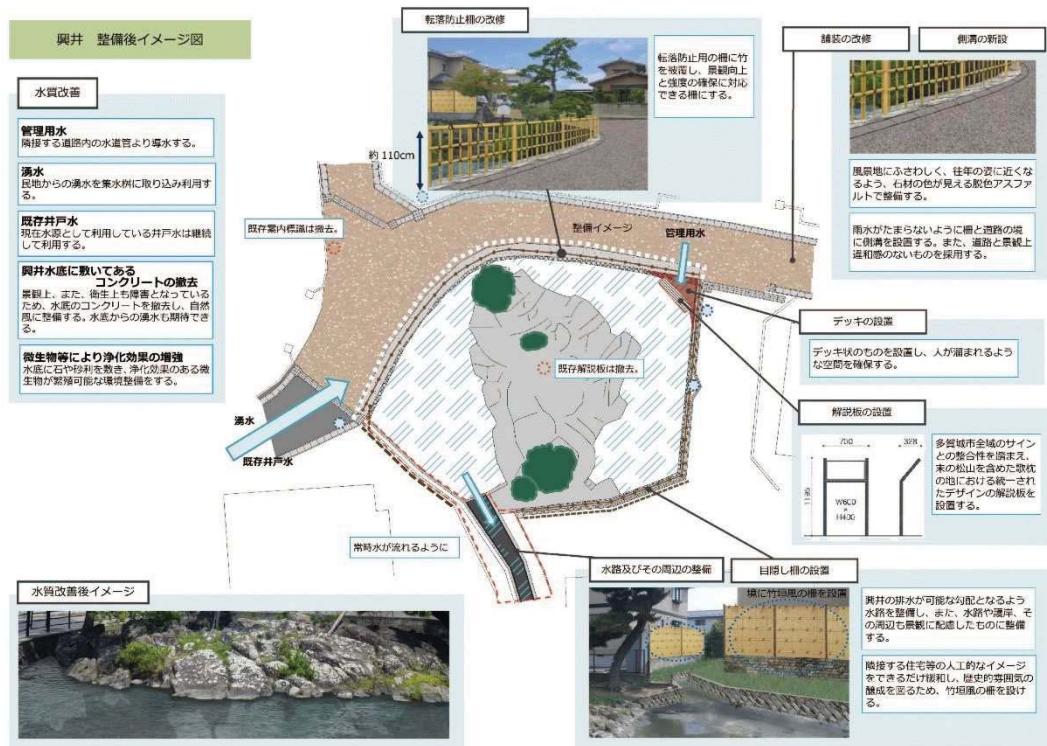
松尾芭蕉が感動を込めて『おくのほそ道』に記し、古くから保護顕彰されてきた歌枕である 3 箇所の指定地の景観を経過観察しながら維持し、必要に応じて修景整備などを行い、良好な状態を保ちながら未来へと継承するとともに、周辺地域と一体となった景観の保全を図る。

## ② 活用に関する基本方針

『おくのほそ道』の文脈で繋がる3箇所の指定地の文学・歴史・文化を始めとした多様な価値を追求するための研究を推進し、その成果を地域資源として教育や観光振興、まちづくりなどに広く活用する。

## ③ 運営に関する基本方針

3箇所の指定地における周辺環境にも配慮した保存と『おくのほそ道』を介绍了した一体的な活用を効果的に推進するために、市内の文化財・教育・観光・まちづくりに関連する部署間で十分に調整を図る。あわせて、地域住民・団体や県内外の名勝おくのほそ道の風景地に関連する機関との積極的な情報交換や連携を推進する。



興井整備計画図

## (6) 多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年度～令和7年度）

本市の目指すべき将来の方向性の一つとして「住んでよし、訪れてよしの魅力的な都市（交流人口の増加）」を掲げ、仙台市に隣接し、交通の利便性に恵まれ、商業施設も多く立地するなど、職住近接のとても暮らしやすい都市としての魅力をさらに引き上げること、多賀城跡をはじめとする数多くの歴史資産を有する歴史のまちとしての魅力をさらに引き上げること、JR仙石線多賀城駅北側の市立図書館と書店などが入居する複合施設、国内屈指の音響性能を誇る「音楽ホール」を有する文化センター、東北歴史博物館、そして多賀城跡等を有機的に結ぶ東北

随一の文化交流拠点を核とした街づくりを進めることとしている。

これらにより、基本目標2「本市への新しいひとの流れをつくる」では、主な個別計画として「歴史的風致維持向上計画」を位置付けている。

政策	施策	基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
		地域の特性に応じた生産性の高い地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	本市への新しいひとの流れをつくる	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
安全安心	1-1 防災・減災対策の推進	1			○
	1-2 防犯対策の推進	1			○
	1-3 安全な消費生活の確保	1			○
	1-4 交通安全対策の推進	1			○
健康福祉	2-1 地域福祉の推進	4	○	○	○
	2-2 健康づくりの促進	2		○	○
	2-3 子育て支援の充実	2		○	○
	2-4 高齢者福祉の推進	3	○	○	○
	2-5 障害者(児)福祉の推進	3	○	○	○
	2-6 社会保障等の充実	2		○	○
教育文化	3-1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	2		○	○
	3-2 学校教育の充実	2		○	○
	3-3 生涯学習の促進	1			○
	3-4 市民スポーツ社会の促進	1			○
	3-5 文化財の保護と活用	2	○		○
生活環境	4-1 自然と生活環境の調和	1			○
	4-2 循環型社会の促進	1			○
	4-3 良好なまちなみの保全	2	○		○
	4-4 都市インフラの保全	3	○	○	○
産業活性	5-1 農業の振興	3	○	○	○
	5-2 商工業の振興	3	○	○	○
	5-3 地域資源を活用した賑わいの創出	3	○	○	○
地域創生	6-1 地域経営の振興	4	○	○	○
	6-2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進	4	○	○	○
	6-3 地域資源を活用した市民文化の創造	4	○	○	○
	7-1 適正な事務の執行と行政サービスの提供	1			○
行政経営	7-2 組織・人事マネジメントの推進	2		○	○
	7-3 健全な企業経営の推進	1			○
	7-4 環境変化に対応した行政経営の推進	3	○	○	○

11 11 12 29

## 多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略 施策一覧

### 4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市全域に及ぶ歴史的風致を維持向上し、後世に継承していくために、前項で掲げた課題を解決すべく、以下のとおり基本方針を定める。

### **(1) 特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用に関する方針**

特別史跡多賀城跡附寺跡に関しては、文化財保護法や保存管理計画に基づき、適正に管理していくとともに、第1期計画に引き続き、本市の象徴となるばかりでなく、古代律令国家を支える東北支配の要衝として建設された多賀城の威容を感じさせる多賀城南門の復元事業及びその周辺整備を実施し、特別史跡全体としての統一感をもった保存と、様々な主体が持続的に多賀城跡を活用できるような取り組みを実施する。

また、案内板や史跡内の説明板などの老朽化した施設の修理・修復をはじめ、新たな設置・整備によって、わかりやすい観光・散策ルートの表示を推進する。

さらに、地元住民のみならず、関係団体や学校など多様な主体と連携しながら、保護顕彰・維持管理に努めていく。

### **(2) 歴史的建造物の保存と活用に関する方針**

第2期計画においても、興井・末の松山周辺の環境整備を継続的に実施するとともに、引き続き歴史的風致形成建造物などの指定を実施し、消失の防止や修理・修復などに対する支援策を講じる。

また、観光や伝統文化などと連携を図りながら、歴史的建造物を利活用し、交流人口の増加に努める。

### **(3) 歴史的な景観の保全に関する方針**

第1期計画で地元住民と検討していた歴史的な街並みの景観保全に向けた規制誘導のルールを第2期計画において改めて検証したうえで、ルール運用に向けて取り組むこととする。

地元住民が自ら景観の保全に積極的に取り組んでいけるよう、住宅や外構修景に対する補助制度の創設に取り組むこととする。

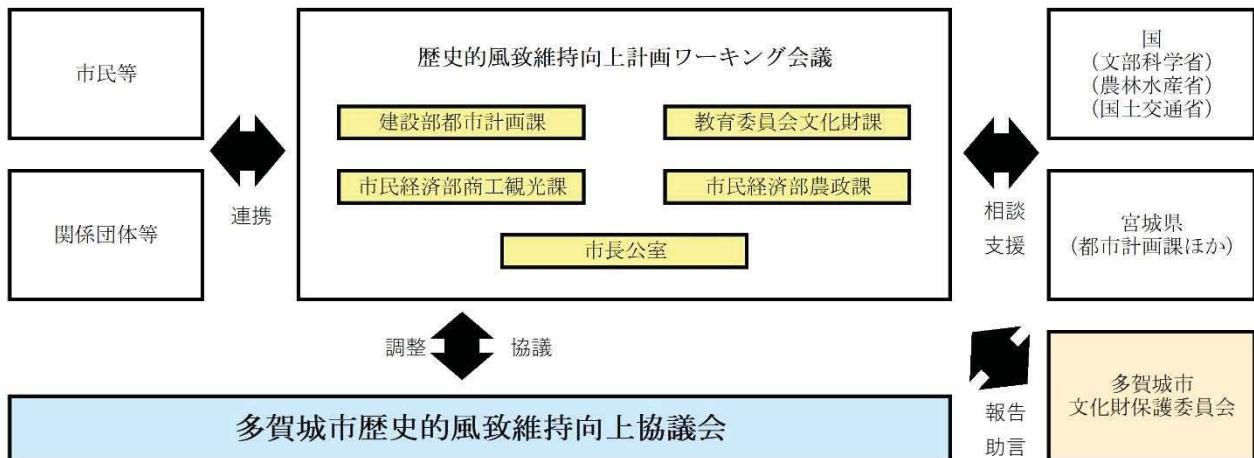
## **5 歴史的風致維持向上計画の実施体制**

計画の推進に当たっては、必要に応じて都市計画担当部署（建設部都市計画課）と文化財担当部署（教育委員会事務局文化財課）を事務局とした歴史的風致維持向上計画ワーキング会議を開催し、府内関係部署と連絡・調整を行ったうえで、法律第11条の規定による多賀城市歴史的風致維持向上協議会における協議・調整や多賀城市文化財保護委員会における報告・助言を行い、計画の変更や事業の追加・削除について、柔軟に対応していくこととする。

なお、多賀城市歴史的風致維持向上協議会は毎年定期的に開催し、その都度事業の進行管理や歴史的風致の維持向上について確認を行うものとする。

歴史的風致を維持向上するための事業展開に当たっては、関係する個人や機関との連携を図りながら事業の円滑な実施を図るものとする。

さらに、計画の重大な変更に当たっては、市民意見を聴取し、多賀城市歴史的風致維持向上協議会で協議・連絡調整を実施したうえで計画の更新を行うこととする。



### 歴史的風致維持向上計画の実施体制